

入 札 公 告

1. 入札事項

「人材派遣（監視システムの性能評価及び関連ソフトウェア検証他作業補助）」

本案件は、資料等の提出、入札等を電子入札システムで行う対象案件である。

なお、電子入札システムによりがたい者については、紙入札により参加することができる。

※詳細は入札説明書及び仕様書を参照。

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和06・07・08年度国土交通省一般（指名）競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、下記の資格の種類及び等級に格付けされた者で、かつ国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

資格の種類 : 「役務の提供等」

資格の等級 : A、B、C又はDのいずれか

- (3) 一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）
- (7) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (8) 本件の実施に必要とされる技能等を有した者を派遣できること。

※本件の実施に必要な派遣者に求める資格等は仕様書8. 参照。

3. 電子入札システムにより入札に参加する条件

- (1) 電子入札コアシステム対応の認証局が発行する電子証明書（ICカード）を取得し、かつ有効期限内であり、適正にシステムにログインできること。
- (2) 電子入札システムに利用者登録をしていること。

4. 電子入札システムの URL 及び問い合わせ先

- (1) 電子入札システムポータルサイト

<https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/ebidmlit/jsp/common/dummy.jsp?name1=06A0064007200600>

- (2) 電子入札システムヘルプデスク

TEL: 0570-021-777 (対応時間 平日 9:00～12:00 13:00～17:30)

E-Mail: sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-systems.com

5. 入札説明会実施の有無 : なし

6. 入札説明書及び仕様書の交付方法、契約書（案）の閲覧

- (1) 交付期間：本公告の日から令和8年7月22日（水）まで
- (2) 交付方法：当研究所ホームページの「入札・調達・契約情報」より入手、閲覧すること。

URL : https://www.enri.go.jp/jp/procrm/bidd_info.html（入札説明書等）

URL : https://www.enri.go.jp/jp/procrm/procrm_exp.html（契約書(案)）

7. 入札説明書及び仕様書に関する質問の受付

電子メールにて令和8年7月23日（木）17時00分まで受付。なお、電子メールには、件名・事業者名・担当部署名・担当者名・電話番号・FAX 番号を明記して下さい。

8. 入札参加に必要な書類の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書6. に記載された提出書類について、上記2. (2) に定める資格を有することを証する書類の写しとともに、次の期限までに提出して下さい。審査の結果、本件を履行できると認められた者に限り、入札への参加を認めます。なお、提出した書類に関し説明を求められたときは、提出者はこれに応じることとします。

- (1) 提出方法 : 持参、郵送、電子メール、電子入札システム又はFAX のいずれか ※様式任意
- (2) 提出締切 : 令和8年7月23日(木) 17時00分
- (3) 審査の結果 : 令和8年7月27日(月) までに通知

9. 入札書の提出方法

- (1) 電子入札システムによる場合
令和8年7月31日(金) 16時00分まで
- (2) 持参による場合(紙入札参加者)
下記10. の開札日時までに開札場所に入札書を持参し提出すること。
(入札書の受領は、土曜、日曜、祝祭日を除く9時00分から17時00分まで)
- (3) 郵送による場合(紙入札参加者)
令和8年7月31日(金) までに入札書が必着すること。
提出先: 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 会計課調達係

10. 開札日時及び場所

- (1) 日時 : 令和8年8月3日(月) 11時00分 ※入札書提出者の開札立会義務なし
- (2) 場所 : 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所
5号棟2階(別紙地図参照・車駐車可)

11. 入札保証金及び契約保証金 : 免除

12. 入札の無効

上記2. の資格を有さない者のした入札、及び上記6. で示された入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

13. 契約書作成の要否 : 要

14. その他

- (1) 入札書提出締切後に到着した入札書は無効とする。
- (2) 上記10. の開札で予定価格の制限の範囲内に達する価格の入札がない場合は、当研究所の入札事務担当者の指示する日時を締切とする再度入札を実施する。なお、再度入札は1回のみとする。

令和8年7月2日

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
契約担当役 電子航法研究所 所長 福島 幸子

※本件に関する資料の送付、質問及び入札書の提出先

〒182-0012 東京都調布市深大寺東町7丁目42-23

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 会計課 調達係

TEL: 0422-41-3476 FAX: 0422-41-3169 e-mail: tender@enri.go.jp

3 電子航法研究所周辺



入 札 説 明 書

1. 発注者
2. 入札内容等
3. 入札に参加する者に必要な資格
4. 入札説明会実施の有無
5. 入札説明書及び仕様書に関する質問の受付
6. 入札参加に必要な書類の提出
7. 入札書・入札内訳書提出の方法等
8. 開札
9. その他

(書式等)

1. 入札書受取確認票（様式1）※紙入札参加者用
2. 入札書及び内訳書（様式2）
3. 誓約書（別紙）

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所の特定調達契約に係る入札公告（令和 7 年 2 月 20 日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所会計規程（平成 28 年研究所規程第 17 号。以下「会計規程」という。）、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則（平成 28 年研究所細則第 5 号。以下「取扱細則」という。）、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所電子入札システム運用基準（<https://www.mpat.go.jp/ebid/pdf/unyokijyun.pdf>）、その他関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 発注者

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

契約担当役 電子航法研究所 所長 福島 幸子

2. 入札内容等

(1) 入札事項

「人材派遣（監視システムの性能評価及び関連ソフトウェア検証他作業補助）」

(2) 派遣期間

仕様書のとおり

(3) 派遣場所

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所
（東京都調布市深大寺東町 7-42-23）

(4) 電子入札システム対象

本案件は、資料等の提出、入札等を電子入札システムで行う対象案件である。

なお、電子入札システムによりがたい者については、紙入札により参加することができる。

(5) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和 06・07・08 年度 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、開札日までに下記の資格の種類及び等級に格付けされた者で、かつ国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

資格の種類：「役務の提供等」

資格の等級：A、B、C 又は D 等級のいずれか

- (2) 一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 労働者派遣法（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から 5 年を経過しない者でないこと。

いこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)

(6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

(7) 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条に規定される次の事項に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

② 次の各号の一に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過しない者。(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造、その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るため連合した者。

ウ 落札者が契約を結ぶこと、又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督または検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由無くして契約を履行しなかった者。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ 前各号の規定により競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

③ 上記②に該当する者を入札代理人として使用する者。

(8) 本件の実施に必要な技能等を有した者を派遣できること。

※本件の実施に必要な派遣者に求める資格等は仕様書8. 参照。

4. 入札説明会実施の有無 無

5. 入札説明書及び仕様書に関する質問の受付

(1) 電子メールにて、入札公告記載の期日まで受け付ける。なお、電子メールには件名・事業者名・担当部署名・担当者名・電話番号・FAX 番号を明記し、次のアドレスまで送信すること。

e-mail: tender@enri.go.jp

(2) 頂いた質問(当研究所からの回答を含む)のうち、応札を考えている他の事業者にも周知した方が公平性の点から良いと当研究所が判断したものについては、当研究所ホームページの「入札・調達情報」中、当該入札件名の「質疑応答」に掲載することとする。

6. 入札参加に必要な書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、入札公告記載の方法により入札公告記載の期日までに次の資料を電子入札システム、持参、郵送、電子メール又は FAX のいずれかにて提出すること。

① 上記 3. (1) に示す競争参加資格決定通知書の写し

② 一般労働者派遣事業許可証の写し

③ 誓約書の写し

※原本は入札時に提出、入札時に誓約内容と相違のある場合は無効となります。

④ 本件に対する人材派遣予定者の職務経歴書及び保有資格一覧

(保有資格の資格証のコピーを含む)

※本件の実施に必要な派遣者に求める資格等は仕様書 8. 参照。

⑤ 労使協定締結の書面 (待遇決定方式が労使協定方式の場合)

(2) 紙面による提出先

〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 7 丁目 42-23

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 会計課 調達係 TEL : 0422-41-3476

7. 入札書・入札内訳書提出の方法等

(1) 入札書・入札内訳書提出方法

① 電子入札システムによる場合

当該システムの所定の方法により提出すること。

② 持参による場合 (紙入札参加者)

入札書・入札内訳書を封筒に入れ封印し提出すること。なお、入札書の署名 (又は記名)・押印者以外の者の持参を認めます。

③ 郵送による場合 (紙入札参加者)

郵便 (書留、配達記録等配達された記録の残るものに限る) により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和 年 月 日提出 [人材派遣 (監視システムの性能評価及び関連ソフトウェア検証他作業補助)] 入札書在中」と朱書し [様式 1] の「入札書受取通知票」を同封し、中封筒の封皮には氏名 (法人の場合はその名称又は商号) 及び「人材派遣 (監視システムの性能評価及び関連ソフトウェア検証他作業補助) 入札書」と朱書きすること。

なお、入札書を郵送したにもかかわらず、当研究所から「入札書受取通知票」が FAX 送付されてこない場合は、必ず、当研究所調達係あて問い合わせすること。

(2) 入札書・入札内訳書の提出先

〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 7-42-23

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 会計課 調達係 TEL : 0422-41-3476

(3) 入札書・入札内訳書提出締切

① 電子入札システムによる場合

令和8年7月31日（金）16時00分まで

② 持参による場合（紙入札参加者）

8. (1)開札の日時にまでに持参提出すること。

（入札書の受領は、土曜、日曜、祝祭日を除く9時00分から17時00分まで）

③ 郵送による場合（紙入札参加者）

令和8年7月31日（金）までに必着。

(4) 締切の厳守

入札書の提出にあたっては、上記(3)の期日を厳守すること。

なお、締切以降の入札は無効とする。

(5) 入札方法

① 入札参加者は、派遣に要する一切の諸経費を含め、入札金額を見積もること。

② 入札書へ記載する金額は、1時間あたりの単価を記載すること。

入札参加者が「派遣先均等・均衡方式」を採用している場合で、見積金額の算定にあたり、比較対象労働者の情報を求める場合には、入札公告7.に記載されている質問の受付期限までに次のメールアドレスにその旨を連絡すること。

e-mail : tender@enri.go.jp

③ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、競争参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札者は入札書の提出時に別紙「誓約書」を提出しなければならない。電子入札システムによる場合は、入札書提出時の添付資料にて提出すること。

(7) 入札書の署名(又は記名)・押印者は、入札参加事業者における代表取締役等の代表機関または支配人、支店長以上の職にあるもの、もしくは、それらの者から委任を受けた代理人(委任事実及び委任内容が書面上証明できる場合のみ)とする。

(8) 入札参加者は、誤記、記入漏れまたは押印漏れ等、当研究所からの指摘による入札書・入札内訳書の返却時以外、提出した入札書・入札内訳書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(9) 入札の無効

① 上記3.に示した競争参加資格を有していない者のした入札、入札条件に違反した者のした入札、又は、次の各号の一に該当する入札書は無効とします。

ア 入札参加者またはその代理人（以下「入札者」という。）の記名または押印（外国人、または外国法人にあつては、本人または代表者の署名をもってかえることができる。）の無いもの。

イ 金額の記載のないもの、又は金額を訂正したもの。

ウ 誤字・脱字等により、記載事項が不明瞭であるもの。

エ 条件が付されているもの。

オ その他入札に関する条件に違反したもの。

- ② 令和 06・07・08 年度 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）申請中の者がした入札において、開札日までに当該参加資格が決定されないとき、又は、審査の結果、当該資格を有すると認められなかったときは、その者がした入札は無効とする。

(10) 入札の延期等

入札者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合であって、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。

(11) 代理人による入札

- ① 代理人が入札書に金額、日付を記入して記名、押印する場合は、入札書に入札者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示、代理人氏名の記入及び代理人印を押印（外国人の署名を含む。）しておくとともに、入札書提出締切日時までに委任状を提出すること。
- ② 入札者は、本件入札について、他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

8. 開札

(1) 開札の日時及び場所 ※入札参加者の開札立会義務なし

開 札 の 日 時：令和 8 年 8 月 3 日（月） 11 時 00 分

開 札 の 場 所：国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 5 号棟 2 階 （車駐車可）

(2) 開札の方法

- ① 電子入札システムにより開札を行うこととし、紙入札参加者で立ち会いを希望する者を立ち会わせて、当研究所の職員が行う。
- ② 入札者は、開札の場所に入場しようとするときは、当研究所会計課職員に、入札者又は入札者が代表、支店長等である事業者の職員又は代理人であることを証するものを提示すること。なお、同一事業者の 3 名以上の入場は認めない。
- ③ 入札者は、開札時間経過後は、当研究所会計課職員の許可がない限り、開札の場所に入場することはできない。
- ④ 入札者は、当研究所会計課職員の許可がない限り、開札が終了するまで開札の場所を退場することができない。
- ⑤ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達する有効な入札がないときは、当研究所入札事務担当者の指示する日時を締切とする再度入札を行う。この場合、封筒及び封印は不要とし、本件においては、ファクシミリによる入札を認める。
- ⑥ 当該入札回数は 2 回までとする。

(3) 落札者の決定方法

- ① 最低価格落札方式とする。
- ② 入札価格が国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第

7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- ③ 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるとき、又は直にくじを引けない者があるときは、代わりに入札事務に関係のない当研究所職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

9. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

- ① 入札者は、入札公告及びこの入札説明書を十分理解したうえで入札しなければならない。質問等があるときは、上記5.に記載する方法で当研究所に説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ② 入札者は、開札日の前日までに当研究所から当該入札書に関し説明を求められた場合、それに応じなければならない。
- ③ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ④ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出の要請に協力すること。

(3) 契約書の作成

- ① 契約書の記名押印は、先に当研究所が行い、その後、請負者が記名押印し、各自1通を保管する。
- ② 契約書(2部)を当研究所から受領したら、記名、押印及び収入印紙を貼付(収入印紙貼付不要契約の場合を除く)して7日以内に当研究所会計課調達係あてに到着するよう返送すること。
- ③ 落札者及び当研究所が契約書に記名押印しなければ、本契約は成立しない。

- (4) 応札者において「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表」に該当する者である場合は、必要な情報を上記6.(2)まで提供すること。

(5) 代金支払条件

- ① 当研究所の給付完了確認後、請負者から適正な請求書を受領した日から30日以内に銀行振込により代金を支払う。
- ② 請負者は、請求書に必ず振込先金融機関名、預貯金種別、口座番号、口座名及び請求日を記載すること。

(6) 納品または履行の検査等

- ① 納品または履行の検査方法等については、契約書及び仕様書に定めるところに

よる。

- ② 検査終了後、請負者が提出した書類に虚偽の記載があると判明した場合は、請負者に対して損害賠償を求める場合がある。

(7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 請負者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- ② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- ④ 請負者において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

〔様式1〕

※入札書を郵便で提出する場合、必ず、入札書・入札内訳書に同封して本紙を提出
※持参の場合は、必要ありません

令和 年 月 日
送信枚数：本紙のみ

入札書受取通知票

〔宛先〕

入札書提出事業者：

担当部署：

担当者：

FAX 番号：

（上記宛先項目何れも入札者が必ず記入）

入札事項（監視システムの性能評価及び関連ソフトウェア検証他作業補助）」入札書確かに受取りました。

〔受取人〕

国立研究開発法人

海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 会計課調達係

担当：

電話番号 0 4 2 2 - 4 1 - 3 4 7 6

FAX 番号 0 4 2 2 - 4 1 - 3 1 6 9

〔様式2〕

入札書

¥

※入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（1時間あたりの単価を記載。）

入札件名 人材派遣（監視システムの性能評価及び関連ソフトウェア検証他作業補助）

本件入札説明書・契約書（案）を承諾のうえ入札します（入札内訳書添付）。

令和 年 月 日

住 所

事業者名

代表者氏名

印

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
契約担当役 電子航法研究所 所長 様

〔入札内訳書〕			【事業者名：			】
項目	単位	数量	単価（円）	合価（円）	備考	
派遣期間における総業務時間（予定時間）	時間					
時間外労働（予定時間）	時間					
合計（見積もった契約金額の110分の100に相当する金額）						

(別紙)

誓 約 書

「件名 人材派遣（監視システムの性能評価及び関連ソフトウェア検証他作業補助）」に係る一般競争入札に参加するにあたり、以下の事実について相違無いこと及び事実相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

この契約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規定に該当しない者であること。
- 2 国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。
- 3 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 4 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。
（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）
- 6 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- 7 研究所構成員（研究所に所属する非常勤を含む。研究者、事務職員、技術職員及びその他関係する者。）から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。
- 8 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- 9 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

契約担当役 電子航法研究所

所長 福島 幸子 殿

人材派遣
(監視システムの性能評価及び
関連ソフトウェア検証他作業補助)
仕様書

令和 8 年 7 月

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
電子航法研究所

1. 件名

人材派遣（監視システムの性能評価及び関連ソフトウェア検証他作業補助）

2. 目的

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所（以下、「当所」と称する）では、空港用監視技術の他、無線システムに係る信号解析のためのソフトウェア開発やデータ収集・整理、解析方法の提案を行っている。最近では特に空港面を中心として監視システムの性能評価ならびに精度向上に関する手法の開発を行っている。本作業は、監督職員の指示の元、当所で実施している各種監視システムの性能評価及び関連ソフトウェア検証に係るものであり、大容量のデータ解析やソフトウェアの開発や改良と動作確認、その他、担当研究員の作業支援を行うものである。

3. 派遣人数

1名

4. 業務期間

令和8年8月1日以降の契約履行日から2週間以内の平日の日から令和9年3月31日までで当所が指定する平日約145日間

5. 勤務地

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 監視通信領域

東京都調布市深大寺東町 7-42-23

（業務内容によってはリモートワークも可能とする。

在宅勤務を行う前に在宅勤務に関する覚書を締結するため、希望する場合は派遣会社から当所あてに書面により通知を行うこと。）

6. 勤務時間

祝祭日を除く平日8時30分～17時30分（昼休憩：12時00分～13時00分）の8時間勤務。

但し、実働時間8時間を超えた勤務を要請することがある。

実際の勤務時間は監督職員と前後1時間程度で調整可能とする。

超過勤務時間は、業務期間中、最大145時間（1日あたり平均1時間を想定）とする。

4. 業務期間は月平均1日の休日と5日間の夏季休暇を含む勤務日数である。

7. 業務内容

以下の業務について監督職員の指示に従い作業を実施する。作業項目の全てではなく、状況に応じて以下の作業のいずれかが割り振られる。

1. 監視システムの性能評価

- 主に空港面を対象とするが離着陸航空機も含めた周辺の動態情報を含め信号処理するため、使用されている既存の空港面探知レーダ（ASDE）、マルチラテレーション（MLAT）に加え、将来導入が期待される放送型自動従属監視（ADS-B）や二次監視レーダ（SSR）の他、非協調監視技術のデータを解析する。
- 評価対象となるデータは、当所実験用システムもしくは外部から提供を受けたデータを利用する。
- 既存の MATLAB コーディングを活用しデータの読み込みと解析を行い、各監視システムの性能評価を行う。
- 各種監視システムで得られた位置データ等に対してフィルタ処理等を施し、航跡の統合方法など、既存システムの性能向上に資する手法開発を支援する。
- 監視データが入手困難である場合には、実験装置（アンテナや受信機の設置、ケーブル等の敷設、パラメータ調整等）の構築を行う。

2. ソフトウェアの動作確認及び改良

- 監督職員の指定した以下の電波解析ソフトウェアのいずれかの動作確認、開発・改良に従事する。
- 対応周波数は VHF 帯から K バンドまでを想定している（令和 8 年 5 月現在）。
- 使用言語として MATLAB、LabVIEW、C 言語、C#、JAVA が使用されている。
- ① 監視システム評価用ソフトウェアの開発・改良を実施する。（本ソフトウェアを「Soft1」とする）
 - ・ 放送型自動位置情報伝達機能（ADS-B）について、JAVA もしくは MATLAB を用いたデータの収集及びデータ解析を行う評価装置を利用する。
 - 最新版は MATLAB で開発されたソフトウェアとなる。
 - 機能追加（パラメータの追加や表示方法の変更等）やリアルタイム化に向けた作業を実施する。
 - ユーザーインターフェースの拡張や処理時間短縮のための作業を実施する。
 - ・ ADS-B や MLAT 等の協調監視システムで得られた測位結果に対して前項 1 の信号処理を適用し、その結果をまとめる。
 - 監視データへのフィルタの適用や複数センサを統合する作業を実施する。
 - 信号受信状況の解析を実施する。
 - 場所や航空機別に精度検証を実施する。

- ・ 画面表示の変更を実施する。
 - ・ その他、CSV 等で出力された MLAT 等の監視データを取得し、MATLAB や Excel 等を用いてデータの整理、解析を行い、結果をまとめる。
- ② 主にレーダシステムを対象としてハードウェアを利用した信号解析を MATLAB や LabVIEW を用いて行い、ハードウェアを含めた検証を行う。(本ソフトウェアを「Soft2」とする)
- ・ 受信機一式（アンテナ、信号増幅器、フィルタ、ダウンコンバータ等）と信号処理装置（PC）によるレーダシステム構成、スペクトルアナライザを用いたレーダシステム及びソフトウェア無線を使ったレーダシステム等を利用する。
3. 評価装置の開発
- 前項 2 に関連した評価システムのソフトウェアやアルゴリズムの開発・改良に従事する。開発方法（使用言語や処理手順等）については監督職員より指示する。
 - 取得したデータの整理や信号処理、解析結果の表示等を行う。
 - パラメータによる変化なども考慮の上、現象について取りまとめること。
4. エラーの整理
- 作業中に発見したエラーは、発生状況を把握し、資料にまとめ報告すること。
5. プログラムの変更
- 他言語で作成された処理プログラム（Fortran 等）を 2. で示したソフトウェアの言語に変更し実装する。
6. 研究員の作業支援
- 前項 1. ～5. に限らず、業務における研究員の作業支援（書類作業）が発生する。
7. 上記項目に関わる資料作成（Word, Excel, Power Point 等）
- 項目 1. ～6. に関連したデータ整理や資料作成を行うこと。
 - 作成した資料等は監督職員と共有し、監督職員の指示する方法で保存（保管）すること。
 - 各ソフトウェアの動作原理等について資料を取りまとめる（取扱説明書に準じた形で第三者が理解できるように整理）。
8. その他
- 日本語もしくは英語による意思疎通に支障がないこと。
 - 主に無線に関連した技術的な英語資料の読解が可能なこと。
 - 毎日の業務内容の概要を日報として提出すること。

8. 業務の実施に必要とされる技能等

作業要員は以下の要件を満たす技能を有すること。

- (1) MATLAB について 5 年以上の開発経験を有すること。
- (2) LabVIEW、C 言語、C#、JAVA のうち 2 言語以上について 5 年以上の開発経験を有すると共に、経験のない言語であっても新たに習得できるスキルを有すること。
- (3) Visual Studio を利用できること。
- (4) 民間航空における無線施設もしくは通信系への理論的な理解があること。
- (5) Microsoft Office (Word, Excel, Power Point 等) を扱えること。
- (6) 工学分野における大学院修士課程修了相当以上の知識を有すること。

9. 提出書類

派遣予定者が上記の要件を満たすことを証明するため、本件請負業者は入札に当たって以下の書類の提出を求められる。契約期間中に代替要員を派遣する場合も、以下の書類を提出しなくてはならない。

- (1) 派遣予定者の職務経歴書
 - 前項で示した業務の実施に必要とされる技能等を含めて、プログラム経験を証明する資料を添付すること。
- (2) 派遣予定者が資格を有する場合は保有資格一覧（保有資格の資格証のコピーを含む。）
- (3) 労使協定締結の書面（待遇決定方式が労使協定方式の場合）

10. 監督

業務の実施について適宜監督を行う。

11. 検査

給付について検査職員が検査を行う。

12. 補足事項

派遣後、派遣要員が「役務の提供において必要とする技能等」で定めた要件を満たさないことが明確になった場合には、派遣元は 10 営業日以内に代替の派遣要員を派遣する義務を有する。代替の派遣要員も「役務の提供において必要とする技能等」で定めた要件を満たさなくてはならない。

13. その他

- (1) 疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。
- (2) 本契約に基づき派遣要員により作成された一切の制作物・著作物の著作権は電子航法研究所に帰属する。

- (3) 当所の開発したソフトウェア等の著作物の敷地外への持ち出しを一切禁ずる（リモート接続も原則認められず、また得られた知識をそのまま外部で組み立てること(コピー等)も認められない）。
- (4) 当所の所有物について貸し出しの必要が出た場合は借用書を提出し許可を得ること。
- (5) オンラインの勤務を認める場合もあるが、データ整理や資料作成に限るものとする。
なお、実際の勤務の方法は、その時期の当所並びに請負者の組織規程に則って実施することとなる。
- (6) 安全保障に関する要件を満足していること。
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律（昭和60年法律第88号）を遵守すること。

以上